

栃木県誕生 150 年記念イベント開催業務委託仕様書

本仕様書は、県民の日実行委員会（以下「甲」という。）が発注する栃木県誕生 150 年記念イベント開催業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

栃木県誕生 150 年を契機として、県民一人ひとりがふるさと“とちぎ”に想いを寄せ、とちぎで生まれ、育ち、暮らす喜びと誇りを分かち合うとともに、活力と希望に満ちたとちぎの豊かな未来づくりへの機運醸成を図るため、市町・関係団体・企業等と連携して記念イベントを開催する。

2 イベントの概要

別添 1 のとおり

3 業務内容

(1) 総合文化センターメインホール式典・ステージイベント運営業務

ア 式典・ステージイベントの進行

- ・司会者 1 名、舞台監督 1 名、AD 5 名程度を配置し、進行する。
- ・進行台本を作成する。
- ・ステージの転換に係る作業及び音響・照明の操作を行う。
- ・来場者の入退場に係る受付、誘導等を行う。
- ・イの会場設営後、ステージ進行に係るリハーサルを実施する。
- ・舞台上 1 か所に手話通訳者を配置し、手話通訳を行う。

イ 会場設営・撤去

- ・ステージ看板、屋外看板、席札等、必要な物品を作成する。
- ・設営、撤去に係る作業日時は、甲乙協議の上決定する（設営は 9 日 13 時以降、撤去は 10 日の 15 時 30 分以降を予定）。

ウ 招待状発送、観覧募集対応

- ・関係者宛て招待状（最大 200 通）の作成、発送、出席者のとりまとめを行う（対象者の選定や発送、とりまとめの方法等について、事前に甲と協議する）。
- ・一般来場者は事前申込制（午前の部：定員 1,000 名、午後の部：定員 1,200 名）とし、観覧申込受付、問い合わせ対応、申込者名簿の作成、抽選、入場券の発行・送付等を行う。デジタルによる申込みを原則として差し支えないが、インターネットを利用できない者に配慮した仕組みとする。
- ・来場者への託児サービスとして、保育士資格を有する者を総合文化センター会議室に 2 名配置する。また、保育に必要な遊具を設置するとともに、安全な保育環境の確保を図る。

エ 施設使用

- ・施設、付属設備等の使用について、予約、調整、支払いを行う（既に甲が予約した別添 2 に係る使用料の支払いを含む。また、楽屋等について、必要な場合には追加で手配すること。）。

※企画提案に当たっては、使用料として対応可能な金額の枠を提示すること。

(2) 議会議事堂イベント運営業務

ア イベントの進行

- ・司会者 1 名、舞台監督 1 名、AD 3 名、会場整理 3 名程度を配置し、進行する。
- ・進行台本を作成する。
- ・イベント間の転換に係る作業及び音響の操作を行う。
- ・舞台上 1 か所に手話通訳者を配置し、手話通訳を行う。
- ・来場者の誘導等を行う。

イ 会場設営・撤去

- ・設営、撤去に係る作業日時は、県と協議の上決定する（設営は 9 日 16 時以降、撤去は 10 日の 16 時以降を予定）。

(3) 県民広場・芝生広場の会場設営及び撤去、救護所運営並びに車両誘導業務

ア 県民広場及び芝生広場のテント、備品の設営及び撤去

- ・テントのサイズは 1.5k×2k とし、台数は出展ブース、総合案内、飲食スペースを含め、最大 110 張とする。また、テントには風雨対策を施すこと。
- ・出展ブース（最大 100 張）のテント内には長テーブル（W1,500×D450×H700）1 台とパイプイス 2 脚をそれぞれ配置する。
- ・総合案内及び飲食スペースの長テーブルとパイプイスの配置は、甲の指示による。
- ・設置箇所及び設置撤去日時は甲乙協議の上決定する（9 日（金）午前中に設置し、10 日の 16 時以降に撤去予定）。
- ・出展ブース（屋内出展を含む）、飲食スペースに係る表示サイン、会場内に設置する案内看板を作成する。
- ・総合案内に、名称表示サイン（他のテントと区別しやすい仕様）及び案内所の役割（救護所、落とし物・迷子預かり等）を記載した表示サインを設置する。
- ・芝生広場において電力使用を希望する出展ブースがある場合、電源を手配する。
- ・飲食スペース付近にゴミ箱を設置し、ゴミを収集の上、適切に処分する。

イ 看護師の設置

- ・総合案内に看護師免許を有する者を 1 名配置する。

ウ 車両誘導警備要員の配置

- ・会場警備及び車両誘導のため、制服警備員を県庁、総合文化センター等に常時 15 人配置（7 時 30 分から 17 時 00 分）するものとし、配置場所については県民文化課の指示に従う。

(4) 県の歴史を振り返る写真・新聞等に係るパネル作成、展示業務

- ・栃木県が成立してから 150 年間の歴史・文化の理解促進や、産業・自然など本県の魅力発信に資する写真、新聞記事等を収集し、イベント展示用として5月31日までに A1 サイズのパネルを 30 枚程度作成する。なお、作成に当たっては、受託者において必要な著作権処理を行うこと。
- ・6月9日午後から、県庁舎本館内の甲が指定する場所に本パネルを展示する（展示に必要なイーゼル等は乙にて準備する）。
- ・本イベント終了後、市町等にパネルの貸出しを行う予定であることから、通年での使用に耐えうる規格により作成すること。

(5) 出演調整業務

- ・ステージイベント及び議会議事堂イベントに係る各出演者について、出演に係る連絡調整、謝金等の交渉、支払いを行う。
- ・音楽コンサート、とちぎ未来大使及び伝統芸能の出演者・団体については、甲が候補者を選定する。こども・若者ステージの出演団体については、乙にて本イベントにふさわしい実績を有する団体を 10 団体程度提示の上、甲乙協議により決定する（企画提案に当たり、事前に各団体から出演の内諾を得る必要はない。）。

<出演者調整に係る役割分担>

	出演者選定	連絡調整	謝金交渉・支払い
音楽コンサート とちぎ未来大使 伝統芸能	甲 ※出演内諾まで	乙	乙
こども・若者 ステージ	甲乙協議	乙	乙

※企画提案に当たっては、出演者謝金として対応可能な金額の枠を提示すること。

(6) オンライン配信業務

ア YouTube におけるライブ配信

- ・式典、ステージイベント、議会議事堂イベントの様子を YouTube にてライブ配信する。配信は1つのチャンネルにより行うものとし、配信の内容は甲が指定する（著作権処理の関係上、配信が困難な場合の対応については、甲乙協議の上決定する）。
- ・配信用のチャンネルの用意、事前告知、必要な著作権処理を行う。

イ 配信動画の納品

- ・制作した動画にタイトルを挿入し、サムネイル画像とともに、新品の記録媒体に格納し、納品する。なお、動画ファイルの形式は MP4、解像度は 1,920×1,080、アスペクト比は 16 対 9、ビットレートは 6 Mbps 程度とする。

(7) イベント広報業務

- ・本イベントに係る告知用リーフレット (A3 両面・カラー、10,000 部) を作成する。なお、

配布時期は5月上旬からとし、内容は甲乙協議により決定する。

- ・本イベントに係る当日パンフレット（A3 両面・カラー、5,000部）を作成する。
- ・総合文化センターメインホールにて実施する式典の次第・午前及び午後のイベントプログラム（各1,500部）を作成する。
- ・その他、本イベントの県民への周知について効果的な広報を提案し、実施する。

(8) 県誕生150年記念看板撤去業務

- ・6月16日以降7月15日までの間に、別添3の栃木県庁県民広場に掲示している記念看板を撤去、廃棄する。作業日時については、甲乙協議の上決定する。

(9) 実績報告書の提出

業務完了後、業務実績報告書を作成の上、電子データ（PDF）で提出する。

4 委託期間

令和5(2023)年4月1日から令和5(2023)年7月31日まで

5 委託に含まれない業務

以下の業務は、甲が直接実施する。

- (1) 甲の会員、県、市町等の出展に係る連絡調整
- (2) 県庁内の駐車場、会議室等の手配
- (3) 告知用リーフレットの発送
- (4) 式典等において上映する動画の手配

6 その他の事項

- (1) 本イベントは、「栃木県イベント環境配慮指針」の適用対象イベントとなるため、「環境に配慮したイベント開催要領」（平成26年9月1日施行）に基づく環境配慮を実施するので、業務の履行にあたっては十分留意すること。
- (2) イベントの円滑な運営を図るため、甲との連絡用に通信機器（トランシーバー等）10台を用意する。
- (3) 屋内及び県民広場に係る電源は、甲において用意する。
- (4) 安全対策には十分注意し、イベント及び準備作業等により第三者及び器物に損害等を与えた場合は、乙の責任において速やかに処理すること。
- (5) このイベントにより、造営物その他に損傷を与えた場合には、乙の責任において原形に復すること。
- (6) 本業務における制作物の著作権は、甲に帰属するものとする。
- (7) 第三者の著作物を使用する場合は、乙の負担で著作権処理を行うこと。
- (8) 各業務の実施に当たっては、必要な感染症対策を施すこと。
- (9) その他

ア 関係者・関係機関との密接な調整

甲のほか、関連業者等、本業務の関係者・機関と常に良好な関係を保ち、密接な調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

イ 許認可等の手続き

業務履行に関しては関係法令を遵守すること。

また、履行に当たって必要な許認可等をあらかじめ把握し、乙において処理できる手続きは、関係機関への手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。乙において処理できない手続きについては、甲と調整すること。

ウ 緊急連絡体制

業務実施に当たり、各業務の責任者を明示した緊急連絡体制表を提出すること。

エ 中止の場合の措置

(ア) 荒天等によりイベントを中止する場合は、甲から乙にメール又は電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。

(イ) 中止に伴う委託金額の変更等については、甲乙協議の上決定するものとする。

オ 業務内容の変更への対応

本業務の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

カ 個人情報の取り扱い

業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、関係法令に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を行うこと。

キ 協議事項

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

ク 仕様の変更

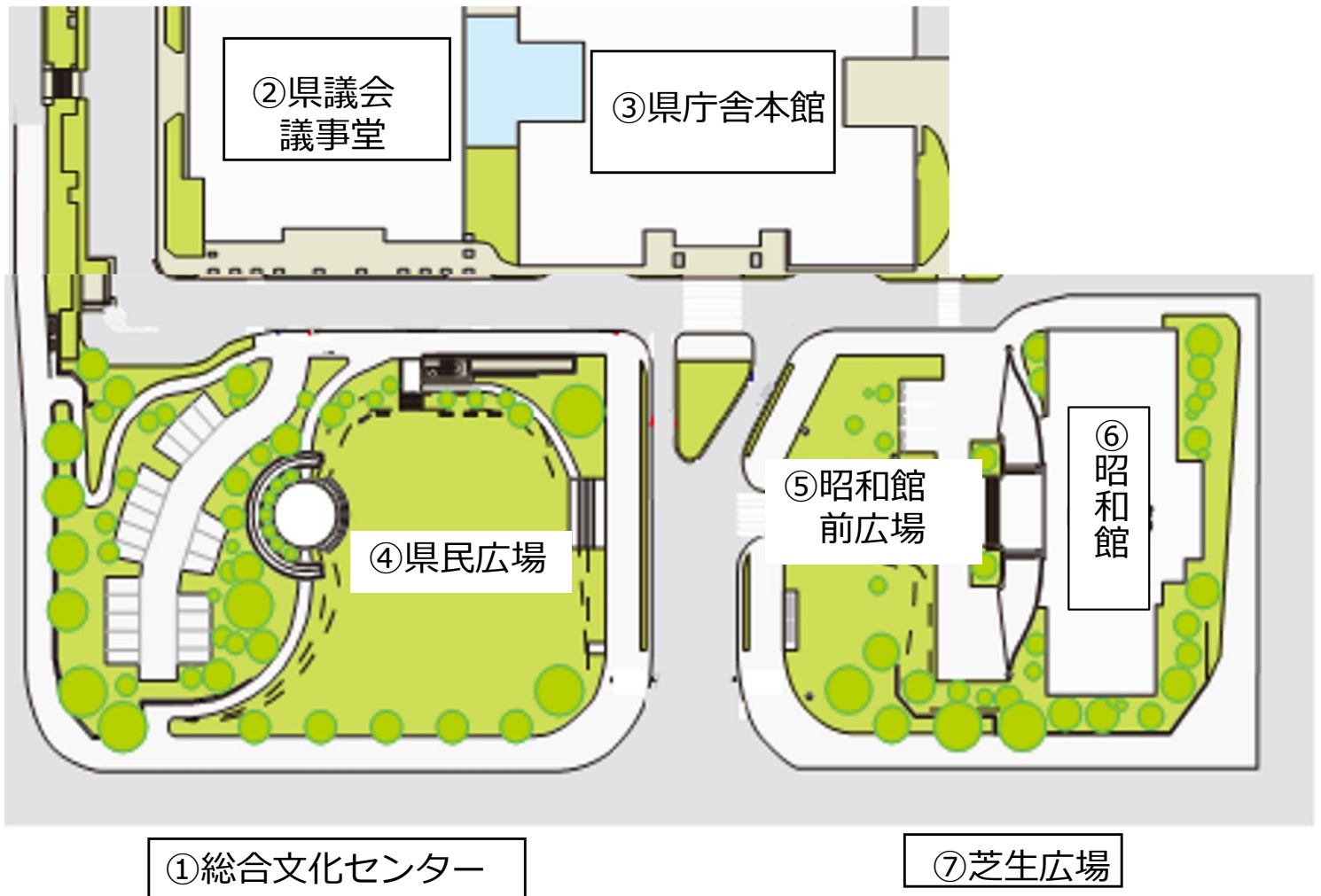
この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合は、甲乙協議の上、仕様を変更することを可能とする。

別添1：栃木県誕生150年記念県民の日イベント概要（案）

- 1 日時 令和5(2023)年6月10日（土）10時～15時
- 2 場所 栃木県総合文化センター大ホール
議会議事堂、県庁舎本館、昭和館、県民広場、芝生広場
- 3 内容（想定）

①総合文化センター	9:00～ 開場 10:00～10:35 式典（知事・来賓あいさつ、県の歴史動画放映 等） 10:40～11:10 県警音楽隊ステージ 11:20～12:30 こども・若者ステージ（20分×3団体） ※音楽、ダンス、書道等を想定 13:30～15:00 音楽コンサート
②議会議事堂	10:40～12:00 伝統芸能ステージ（20分×3団体） 13:00～14:00 とちぎ未来大使ステージ
③県庁舎本館	歴史を振り返るパネル展 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会展示 とちぎナイスハートバザール など
④県民広場	飲食、企画展示エリア
⑤昭和館前広場	防災、減災体験コーナー
⑥昭和館	文化芸術体験コーナー
⑦芝生広場	飲食、企画展示エリア

4 会場レイアウト



別添 2

甲にて予約済の栃木県総合文化センター施設一覧

< 6月9日（金）13時～22時 >

メインホール
音楽練習室
演劇練習室
リハーサル室

< 6月10日（土）9時～17時 > ※各会場について、60分の早空けを想定。

メインホール
音楽練習室（午前のみ）
演劇練習室
リハーサル室
第1、2和室

別添 3 : 記念看板



W12,600mm × H1,800mm

※ 3月末に、看板の図を張り替え予定